

## 芦教委第12号議案

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和7年11月6日提出

芦屋市教育長 野 村 大 祐

### 提案理由

児童福祉法の一部改正に伴い、地域限定保育士を保育士とみなす規定を設けるほか、保育所等の職員が行った児童への虐待についての規定を整理する等のため、この条例を制定しようとするもの。



第 号議案

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和7年11月28日提出

芦屋市長 高島 峻輔

提案理由

児童福祉法の一部改正に伴い、地域限定保育士を保育士とみなす規定を設けるほか、保育所等の職員が行った児童への虐待についての規定を整理する等のため、この条例を制定しようとするもの。



芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

市長部局  
関係

(芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)  
第1条 芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 (平成26年芦屋市条例第25号) の一部を次のように改訂する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(虐待等の禁止)	(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園）である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号に掲げる行為その他の当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(芦屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 芦屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年芦屋市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(虐待等の禁止) <p>第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法律第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</u> (利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わぬことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</p>	(虐待等の禁止) <p>第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</u> (利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における健診又は健診（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健診をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健診の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健診の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</p>

改正後		改正前
は幼児（以下「乳幼児」とい う。）の利用開始前の健康診断 乳幼児に対する健康診査	時の健康診断 利用開始時の健康診断、定期 の健康診断又は臨時の健康診 断	
3・4 (略) (職員)	3・4 (略) (職員)	第24条 (略) 2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的 保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定す る都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保 育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認 める者であつて、次の各号のいづれにも該当する者とする。
(1)・(2) (略) 3 (職員)	(1)・(2) (略) 3 (職員)	第30条 小規模保育事業所A型には、保育士（地域限定保育士 を含む。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければ ならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事 業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を 搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かない ことができる。 2・3 (略)

改正後	改正前
(職員) 第32条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士（地域限定保育士を含む。次項において同じ。）その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修が行む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならぬ。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。	(職員) 第32条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならぬ。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないとができる。
2・3 (略) (職員) 第45条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士（地域限定保育士を含む。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならぬ。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所にあっては、調理員を置かないことができる。	2・3 (略) (職員) 第45条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないとができる。

改正後	改正前
<p>として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあって搬入する小規模型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かなければならぬ。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならぬ。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かなければならないことができる。</p> <p>2・3 (略)</p>

教育委員会関係

改正後	改正前
(職員)	(職員)
第10条 (略)	第10条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の規定による指定都市若しくは同法第252条の2	3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の規定による指定都市若しくは同法第252条の2

改正後	改正前
2 第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。	2 第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。
(1) 保育士(兵庫県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。)の資格を有する者	(1) 保育士の資格を有する者
(2)～(10) (略)	(2)～(10) (略)
4・5 (略)	4・5 (略)
(虐待等の禁止)	(虐待等の禁止)
第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用者的心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者的心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 参 照 1

### 芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正要綱

#### 1 改正の趣旨

児童福祉法の一部改正に伴い、地域限定保育士を保育士とみなす規定を設けるほか、保育所等の職員が行った児童への虐待についての規定を整理する等のため、この条例を制定しようとするもの。

#### 2 改正の内容

市長部局  
関係

##### (1) 芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正（第1条関係）

保育所等の職員による児童虐待の通告制度に係る児童福祉法の引用条項の整理

市長部局  
関係

##### (2) 芦屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第2条関係）

ア (1)と同じ。（第12条）

イ 母子保健法に規定する乳幼児の健康診査の内容が保育所等の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができる規定を設ける。（第17条）

ウ 地域限定保育士（※）も保育士とみなす規定を設ける。

（第24条、第30条、第32条、第45条及び第48条）

※ 地域限定保育士とは、内閣総理大臣の認定を受けた都道府県又は指定都市の長が実施した試験に合格し、当該認定地方公共団体の長の登録を受けた者であって、登録した当該認定地方公共団体の管轄する区域内に限り保育士として業務を行うことができるものをいう。

教育委員  
会関係

##### (3) 芦屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第3条関係）

ア (2)ウと同じ。（第10条）

イ (1)と同じ。(第12条)

3 施行期日

公布の日

## 参 照 2

### 児童福祉法抜粋

第18条の26 都道府県又は指定都市は、保育士の確保のための措置を講じてもなおその区域内において保育士が不足するおそれが特に大きいときは、当該区域内において専門的知識及び技術をもつて児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする保育士以外の者として必要な知識及び技能を有するかどうかを判定するための試験の科目、方法、実施回数その他当該試験の実施に關し必要な事項として内閣府令で定めるものを記載した書面（以下この款において「試験実施方法書」という。）を作成し、当該試験実施方法書に記載した内容が適當である旨の内閣総理大臣の認定を受けることができる。

（第2項から第5項まで省略）

第18条の28 認定地方公共団体の長が認定試験実施方法書（変更認定があつたときは、その変更後のもの）に定めるところにより実施した試験（以下「地域限定保育士試験」という。）に合格した者は、当該認定地方公共団体の長の登録を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、この限りでない。

- (1) 保育士登録を受けている者
- (2) 心身の故障により次項に規定する業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定めるもの
- (3) 第18条の5第2号から第5号までのいずれかに該当する者

2 前項の登録（以下「地域限定保育士登録」という。）を受けている者は、第18条の23の規定にかかわらず、当該地域限定保育士登録を行つた認定地方公共団体の長の管轄する区域内に限り、地域限定保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、業として、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことができる。

第33条の10 この節において、被措置児童等虐待とは、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業等、病児保育事業、意見表明等支援事業、妊娠婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業若しくは乳児等通園支援事業に從事する

者、里親若しくはその同居人、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童館、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設若しくは認可外保育施設(第59条第1項に規定する施設のうち、第6条の3第9項から第12項まで又は第39条第1項に規定する業務を目的とするものをいう。次項第5号において同じ。)の長、その職員その他の従業者、指定発達支援医療機関の管理者その他の従業者、一時保護施設を設けている児童相談所の所長、当該一時保護施設の職員その他の従業者又は第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて児童の一時保護を行う業務に従事する者(以下「施設職員等」と総称する。)が、事業を利用する児童、委託された児童、入所する児童又は一時保護が行われた児童(以下「被措置児童等」という。)について行う次に掲げる行為をいう。

- (1) 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- (2) 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- (3) 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前2号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- (4) 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

2 この節において、所管行政庁とは、次の各号に掲げる事業、里親、施設又は一時保護の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

- (1) 児童自立生活援助事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、病児保育事業、意見表明等支援事業又は妊産婦等生活援助事業　これらの事業について届出を受け、又はこれらの事業を行う都道府県の知事
- (2) 放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、家庭的保育事業等、児童育成支援拠点事業又は乳児等通園支援事業　これらの事業について認可を行い、若しくは届出を受け、又はこれらの事業を行う市町村の長
- (3) 里親 次のイ又はロに掲げる里親の区分に応じ、当該イ又はロに定める者  
イ 第6条の4第1号又は第2号の規定による登録を受けた里親　当該登録を行った都道府県の知事  
ロ 第27条第1項第3号の規定による委託を受けた里親(イに掲げるものを除く。)　当該委託をした都道府県の知事
- (4) 乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童館、児童養護施設、障害児入所施

設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設　これらの施設の設置について認可を行い、若しくは届出を受け、若しくはこれらの施設を設置する都道府県の知事又は国の設置するこれらの施設が属する国の行政機関の長

(5) 認可外保育施設又は指定発達支援医療機関　これらの施設が所在する都道府県の知事

(6) 一時保護　次のイ又はロに掲げる一時保護の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ　一時保護施設において行う一時保護　当該一時保護施設を設置する都道府県の知事

ロ　第33条第1項又は第2項の委託を受けて行う一時保護　当該委託をした児童相談所長を監督する都道府県知事

3　この節において、審議会等とは、次の各号に掲げる所管行政庁の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。

(1) 国の行政機関の長　児童の福祉に関する事業に従事する者又は学識経験のある者であつて、第33条の15第1項に規定する事項に関し公正な判断をすることができるもののうちから、当該国の行政機関の長があらかじめ指定する者

(2) 都道府県知事　都道府県児童福祉審議会

(3) 市町村長　市町村児童福祉審議会を設置する市町村にあつては市町村児童福祉審議会、市町村児童福祉審議会を設置しない市町村にあつては児童の福祉に関する事業に従事する者又は学識経験のある者であつて第33条の15第1項に規定する事項に関し公正な判断をすることができるもののうちから当該市町村の長があらかじめ指定する者

第33条の12　被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを都道府県知事又は市町村長に通告しなければならない。

2　前項の規定による通告（以下この節において「一般通告」という。）は、児童委員を介して行うことができる。

3　被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、当該被措置児童等虐待を受けたと思われる児童が、児童虐待を受けたと思われる児童にも該当する場合において、一般通告をしたときは、児童虐待の防止等に関する法律第6条第1項の規定による通告（第33条の14第1項及び第2項第3号において「児童虐待通告」という。）をすることを要しない。

4　被措置児童等は、被措置児童等虐待を受けたときは、その旨を都道府県知事又は

市町村長に届け出ることができる。

- 5 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、一般通告（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- 6 施設職員等は、一般通告をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

## 母子保健法抜粋

### (健康診査)

第12条 市町村は、次に掲げる者に対し、内閣府令の定めるところにより、健康診査を行わなければならない。

- (1) 満1歳6か月を超える満2歳に達しない幼児
- (2) 満3歳を超える満4歳に達しない幼児

2 前項の内閣府令は、健康増進法(平成14年法律第103号)第9条第1項に規定する健康診査等指針(第16条第4項において単に「健康診査等指針」という。)と調和が保たれたものでなければならない。

第13条 前条の健康診査のほか、市町村は、必要に応じ、妊娠婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による妊娠婦に対する健康診査についての望ましい基準を定めるものとする。

## 1 乳幼児健康診査による保育所等の健康診断の代替について条例で定める基準

条例で定める内容は、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に係る省令の基準」の参酌すべき基準と同一の内容で定めることとする。

	省 令	条 例	内 容	基準の類型
総則	第 17 条	第 17 条	利用乳幼児及び職員の健康診断	参酌

## 2 児童虐待について児童福祉法改正の内容

- (1) 下記の施設・事業（以下「保育所等」という。）を、児童養護施設等や障がい児者施設、高齢者施設と同様に、職員による虐待等を発見した者が通報義務を負う対象施設等とされた。

### 【対象施設・事業】

保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業、母子生活支援施設、児童館

- (2) 上記の保育所等の職員による虐待について、児童養護施設等の職員による虐待と同様の規定を新設

- ・虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報義務
- ・都道府県、市町村等による事実確認や児童の安全な生活環境を確保するため必要な措置
- ・都道府県、市町村等が行った措置に対する児童福祉審議会等による意見
- ・都道府県による虐待の状況等の公表
- ・国による調査研究等



# ○芦屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

平成26年9月19日  
条例第27号

## (趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業（法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

## (最低基準の目的)

第2条 最低基準は、市長の監督に属する放課後児童健全育成事業を利用している児童（以下「利用者」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

## (最低基準の向上)

第3条 市長は、芦屋市こども・若者未来応援会議条例（令和7年芦屋市条例第9号）第1条に規定する芦屋市こども・若者未来応援会議の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（令7条例9・一部改正）

## (最低基準と放課後児童健全育成事業者)

第4条 放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常にその設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

## (放課後児童健全育成事業の一般原則)

第5条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、次の各号のいずれにも該当してはならない。

(1) 役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。）が暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）であると認められること。

(2) 芦屋市暴力団排除条例（平成24年芦屋市条例第30号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者であると認められること。

4 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

5 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、常にその改善を図らなければならぬ。

6 放課後児童健全育成事業者は、前項の評価の結果を公表するよう努めなければならない。

7 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

## (放課後児童健全育成事業者と非常災害対策)

第6条 放課後児童健全育成事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に放課後児童健全育成事業者の職員に周知しなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、非常災害に備えるため、少なくとも毎月1回は、避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

## (安全計画の策定等)

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(令5条例10・追加)

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

(令5条例10・追加)

(放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件)

第7条 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第8条 放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、職員の職務内容、経験等に応じて前項の研修の実施計画を策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、職員の計画的な育成に努めなければならない。

(設備の基準)

第9条 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画(以下この条において「専用区画」という。)を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。

3 専用区画並びに第1項に規定する設備及び備品等(次項において「専用区画等」という。)は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。

(職員)

第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならぬ。

2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。)をもってこれに代えることができる。

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。

- (1) 保育士の資格を有する者
  - (2) 社会福祉士の資格を有する者
  - (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第9号において「高等学校卒業者等」という。)であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
  - (4) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者
  - (5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)
  - (6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者
  - (7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
  - (8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
  - (9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であつて、市長が適當と認めたもの
  - (10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市長が適當と認めたもの
- 4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。
- 5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であつて、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補

助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(平28条例20・平30条例22・平31条例6・令元条例15・令2条例24・一部改正)

(利用者を平等に取り扱う原則)

第11条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(令5条例10・追加)

(衛生管理等)

第13条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(令5条例10・一部改正)

(運営規程)

第14条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 開所している日及び時間
- (4) 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額
- (5) 利用定員
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) 事業の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他事業の運営に関する重要事項  
(放課後児童健全育成事業者が備える帳簿)

第15条 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならぬ。

(秘密保持等)

第16条 放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第17条 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(開所時間及び日数)

第18条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

- (1) 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間  
(2) 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間
- 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、1年につき250日以上を原則として、児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。
- (保護者との連絡)
- 第19条 放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。
- (関係機関との連携)
- 第20条 放課後児童健全育成事業者は、市、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。
- (事故発生の防止及び発生時の対応)
- 第21条 放課後児童健全育成事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。
- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
  - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を当該放課後児童健全育成事業者の職員に周知徹底する体制を整備すること。
  - (3) 事故発生の防止のための会議及び当該放課後児童健全育成事業者の職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市、関係行政機関、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

#### 附 則

##### (施行期日)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

##### (職員の経過措置)

第2条 当分の間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（放課後児童支援員として放課後児童健全育成事業に従事することとなった日から起算して1年を経過する日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。

##### (令2条例9・一部改正)

#### 附 則（平成28年3月18日条例第20号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成30年6月29日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成31年3月22日条例第6号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

#### 附 則（令和元年12月20日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則（令和2年3月23日条例第9号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

#### 附 則（令和2年6月29日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則（令和5年3月22日条例第10号抄）

##### (施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(芦屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の芦屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

#### 附 則（令和7年3月24日条例第9号抄）

##### (施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。